

職場のトラブル解決、労働局がサポートします
～個別労働紛争解決制度は、簡易、迅速、無料で利用できます。～



厚生労働省 佐賀労働局 総務部 企画室

<平成24年度の佐賀労働局の実績>

- ①総合労働相談は7,218件、そのうち民事上の個別労働紛争相談は2,111件ありました。
- ②民事上の個別労働紛争相談のうち、『助言・指導』申出受付件数は、86件ありました。
- ③また『あっせん』申請件数は、74件でした。
- ④相談内容は『いじめ・嫌がらせ』が2年連続して、トップでした。
- ⑤助言・指導は1ヶ月以内に98.8%、あっせんは2ヶ月以内に97.4%が手続きを終了しました。

※『助言・指導』・・・助言・指導とは、労働局の職員が、紛争の相手に対し、問題点を示すなどにより、解決のためのアドバイスをするサービスのことです。

『あっせん』・・・あっせんとは、佐賀紛争調整委員会（教授・弁護士等により構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービスのことです。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行とともに、平成13年10月からスタートしました。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内四箇所の労働基準監督署（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

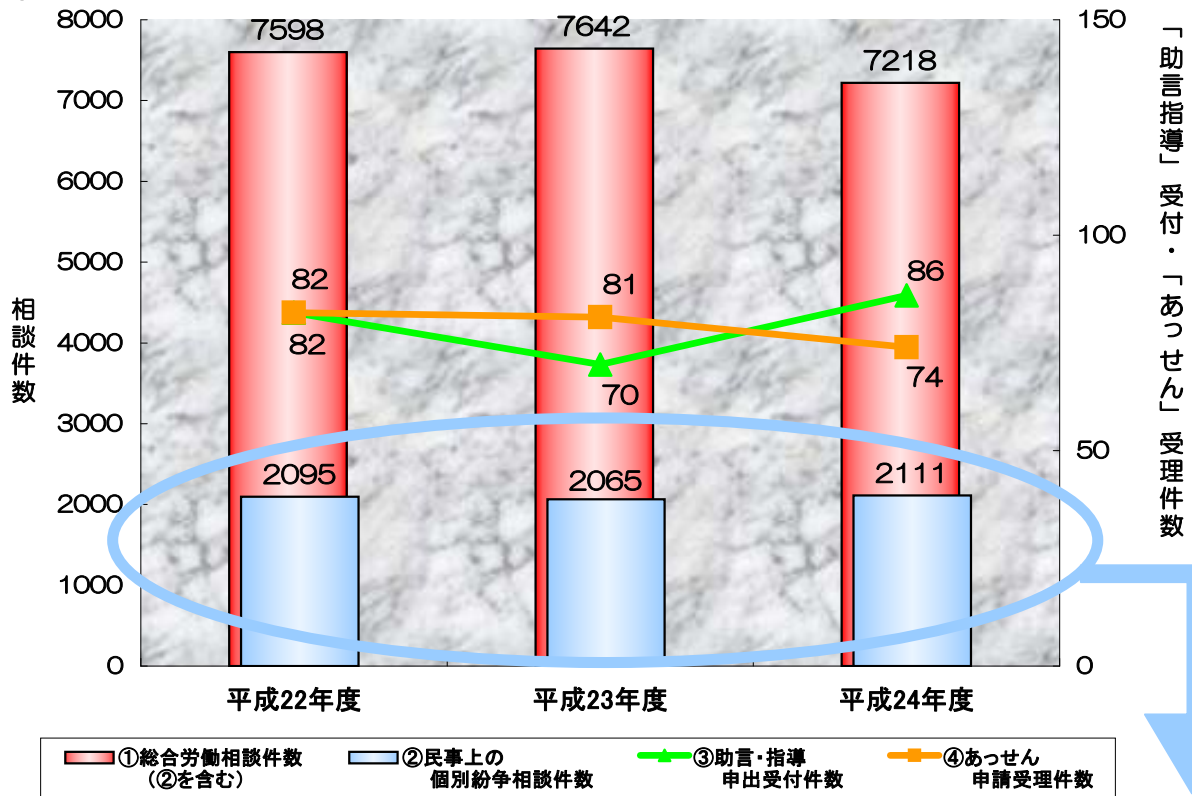
この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、①秘密（非公開）のうちに、②簡単に、速やかに、③無料で解決が図れるところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。

お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

ご希望の方には、この制度に関するパンフレットを送付させていただいております。

個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）







民事上の個別労働紛争相談内容の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
第 1 位	普通解雇 (430 件)	いじめ・嫌がらせ (364 件)	いじめ・嫌がらせ (361 件)
第 2 位	いじめ・嫌がらせ (300 件)	普通解雇 (339 件)	普通解雇 (308 件)
第 3 位	退職勧奨 (266 件)	自己都合退職 (294 件)	自己都合退職 (301 件)



厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働局企画室内） Tel:0952-32-7167 Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働基準監督署内） Tel:0952-32-7133 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 	唐津市千代田町2109-122（唐津労働基準監督署内） Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー 	武雄市武雄町昭和758（武雄労働基準監督署内） Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾1891-64（伊万里労働基準監督署内） Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157